

高松市公園愛護会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、公園愛護会を育成し、その自主的な活動を支援することにより、公園等の美化の推進及び公園愛護意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公園等 市が管理する都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園並びにその他の公園、緑道及び緑地をいう。
- (2) 愛護活動 公園等の清掃、除草、簡単なせん定、樹木へのかん水、施設の簡易な修繕、児童が安全に遊戯することの指導、愛護活動の普及宣伝その他市長が必要と認める活動をいう。
- (3) 公園愛護会 公園等の愛護活動を行う団体であって、おおむね10人以上の市民で組織されたもの（1つの公園等につき1愛護会に限る。）をいう。

(結成届)

第3条 公園愛護会を結成しようとする者は、あらかじめ高松市公園愛護会結成届（様式第1号）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 公園愛護会会員名簿
- (2) 公園愛護会規約
- (3) その他市長が必要と認める書類

(公園愛護会長)

第4条 公園愛護会の代表者として、公園愛護会長を1団体に1名置くものとする。

2 複数の団体における公園愛護会長の兼任は、妨げないものとする。

(変更等の届出)

第5条 公園愛護会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに高松市公園愛護会変更届出書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

- (1) 公園愛護会の名称に変更があったとき。
- (2) 公園愛護会長に変更があったとき。

2 公園愛護会長は、当該公園愛護会を結成した年度から起算して10年ごとに、第3条第1号の会員名簿を市長に提出するものとする。

(公園等の定期清掃)

第6条 公園愛護会は、常に公園等を清潔に保持し快適な環境の創出を図るため、定期的に清掃を行うこととする。

(愛護活動の支援)

第7条 市長は、必要と認めるときは、公園愛護会に対し、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 清掃用具の支給
- (2) 芝生管理に必要な物品の支給(ただし、芝生管理の開始年度のみ)
- (3) 愛護活動に関する指導及び助言

(謝礼金)

第8条 市長は、前条に定めるもののほか、公園愛護会に対し、予算の範囲内で一の年度につき別表に定める謝礼金を交付することができる。ただし、年度途中で新規結成された公園愛護会に対する同表第1項及び第2項に規定する謝礼金並びに年度途中で便所清掃又は芝生管理を開始した場合における同表第3項から第6項までに規定する謝礼金の額は、月割りで算出するものとする。

2 前項ただし書の規定により謝礼金の額を月割りで算出する場合において、結成日が属する月は1月分として計算するものとし、当該算出した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 謝礼金は、毎年度末までに交付する。ただし、当該交付の月以降に結成された公園愛護会については、当該年度の末日までに交付する。

4 謝礼金の交付を受けようとする公園愛護会長は、市長が指定する日までに高松市公園愛護会活動報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の活動報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、謝礼金を交付するものとする。

(謝礼金の交付の取消し及び変更)

第9条 市長は、公園愛護会が次の各号のいずれかに該当する場合は、謝礼金の交付を取り消し、又はその額を変更することができる。

- (1) 解散し、又は愛護活動を休止したとき。
- (2) 虚偽の報告をしたとき。
- (3) この要領の規定に違反したとき。

(廃止の届出)

第10条 公園愛護会長は、公園の閉鎖等、やむを得ない事由により公園愛護会

を廃止しようとするときは、高松市公園愛護会廃止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の廃止届には、会員の半数以上が記名押印した公園愛護会廃止同意書を添付しなければならない。

（高松市公園愛護会連絡協議会）

第11条 公園愛護会長は、市内の公園愛護会長で組織する高松市公園愛護会連絡協議会の会員となり、各公園愛護会との連絡調整、公園愛護に関する啓発活動等、公園愛護に関する情報の提供など公園愛護に協力しなければならない。

（書類の保存）

第12条 公園愛護会から提出された書類の保存期間については、次のとおりとする。

（1） 高松市公園愛護会結成届 30年（ただし、当該期間の経過後になお当該公園愛護会が存続している場合は、30年延長するものとする。）

（2） 高松市公園愛護会変更届出書 30年（ただし、当該期間の経過後に当該変更届に係る変更事項について新たな変更届が提出されていない場合は、30年延長するものとする。）

（3） 高松市公園愛護会活動報告書 10年

（4） 高松市公園愛護会廃止届 5年

（委任）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に市長に対してなされている公園愛護会の結成に関する届出は、第3条の規定による届出とみなす。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

	区 分	謝 礼 金 の 額
1	公園基本割額	1公園につき 30,000円
2	公園面積割額	1㎡につき 13円
3	便所基本割額 (大便器1基を含む。)	便所1棟につき 80,000円
4	便器割加算額	大便器1基につき 5,000円 小便器1基につき 1,000円
5	芝生管理基本割額	1公園につき 12,000円
6	芝生管理面積割額	芝生化面積1㎡につき 夏芝 30円 冬芝 65円

備考 謝礼金に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）高松市長

公園愛護会名	公園愛護会
公園愛護会長	住所
	氏名
	電話番号

印

高松市公園愛護会結成届

私たちは、公園愛護会の趣旨に賛同し、公園愛護会を結成したいので、高松市公園愛護会設置要領第3条の規定により届けます。

記

団体名 公園愛護会

会員数 名

提出書類

- ・公園愛護会会員名簿
- ・公園愛護会規約

別紙

公園愛護会会員名簿

役 職	氏 名	住 所	印
会長			
副会長			

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）高松市長

公園愛護会名	公園愛護会
公園愛護会長	住所
	氏名
	電話番号

印

高松市公園愛護会変更届書

このことについて、次のとおり変更したので、高松市公園愛護会設置要領第5条の規定により届けます。

1 公園名

2 変更年月日 年 月 日

3 変更事項 （公園愛護会の名称 ・ 公園愛護会長）

4 変更内容

（※公園愛護会長の変更の場合は、氏名の記入とともに押印すること。）

変更前

印

変更後

印

高松市公園愛護会活動報告書

公園愛護会長氏名

電話番号(連絡先)

項目		報告内容					
公園愛護会名		愛護会					
公園愛護会構成員		自治会・老人クラブ・子ども会・有志・その他()					
便所 有() 便所 無		年度は公園愛護会による便所の清掃を 実施します 実施しません)					
会員数		人					
清掃回数等 (実施月日は1月から12月までの実績) ※提出日以降に実施予定の場合はその月日等も記入してください。		年 回					
		実施月日	清掃従事者数	実施月日	清掃従事者数	実施月日	清掃従事者数
		月 日	人	月 日	人	月 日	人
		月 日	人	月 日	人	月 日	人
		月 日	人	月 日	人	月 日	人
公園施設の状況	項目	状 況 (使用に当たっての支障の有無)		特記事項(支障がある場合、その状態を記入)			
	遊具	支障あり・支障なし					
	水銀灯	支障あり・支障なし					
	車止め	支障あり・支障なし					
	水飲場	支障あり・支障なし					
	植栽等	支障あり・支障なし					
	砂場	支障あり・支障なし					
	広場	支障あり・支障なし					
	便所	支障あり・支障なし					
その他							
要望事項							

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

公園愛護会名	公園愛護会
公園愛護会長	住所
	氏名
	電話番号

印

高松市公園愛護会廃止届

下記の理由により、高松市公園愛護会を廃止したいので、高松市公園愛護会設置要領第10条の規定により届けます。

記

公園愛護会名 公園愛護会

会員数 名

廃止理由

提出書類 公園愛護会廃止同意書

